

串本町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和 4 年 4 月 1 日 策定

令和 5 年 3 月 1 日 改正

串 本 町 農 業 委 員 会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置付けられた。

串本町においては、中山間地域に位置しており、急峻な地形上まとまった農地が少ないため規模の拡大が困難で、小規模農家が大半を占める状況にある。中山間では傾斜畑の果樹を中心とした地域が多く、遊休農地の発生が懸念されている。一方、平地では水稻・野菜及び花卉の栽培が行われているが、担い手の高齢化、後継者不足により農業規模の縮小が危惧されることから、遊休農地の発生防止・解消に努め、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等一部を改正する法律案（令和 4 年法律第 56 号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「改正基盤法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組む必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら活力ある農業・農村を築くため、法第 7 条第 1 項の規定に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んで行くよう串本町農業委員会の指針として具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知、令和 4 年 2 月 25 日付け 3 経営第 2816 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和4年3月)	220.0ha	128.0ha	58.1%
令和8年度の目標 (令和9年3月)	210.0ha	116.0ha	55.2%

注) 令和8年度の目標として非農地化、担い手への集積、再生等により遊休農地の解消を図り、管内農地面積に対する遊休農地面積の割合を減少させる。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用意向調査と利用状況調査の実施について

○ 農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期に関わらず、随時実施する。

○ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

○ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、農地中間管理機構に情報提供するとともに、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

○ 遊休農地に係る利用意向調査を実施し、農家の意向を踏まえた農地の状況等について、農地中間管理機構への情報提供及び貸付手続きを行う。

③ 非農地判断について

○ 利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、地域の意向を確認し、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

○ 遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

○ 単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく

「農業委員会の農地利用最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和4年3月)	220.0ha	1.3ha	0.6%
令和8年度の目標 (令和9年3月)	210.0ha	21.0ha	10.0%

注) 和歌山県が策定する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」における農用地利用の集積に関する目標値は57%（令和13年度時点）と設定されているが、「串本町農業経営基盤強化促進基本構想(平成26年9月作成)」における目標である10%を集積目標とする。

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主業農家数)	担い手		
		認定農業者	認定新規就農者	基本構想水準到達者
現 状 (令和4年3月)	222戸 (7戸)	3経営体	1経営体	0経営体
令和8年度の目標 (令和9年3月)	222戸 (7戸)	6経営体	1経営体	1経営体

注1)「担い手の育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、それらを基に「担い手への農地利用集積計画目標」を定めるための参考値である。

注2)「総農家数（うち、主業農家数）」は、2020年農林業センサスの数値を記入する。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「地域計画」の作成・見直しについて

○ 農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

②農地中間管理機構との連携について

○ 農業委員会は、農地中間管理機構、町、農協等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸し付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理機構の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

また、マッチング後の営農が円滑に行えるよう農業委員会、町、農協等が連携し、フォローアップに取り組む。

③農地の利用調整と利用権設定について

○ 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、簡易な基盤整備事業の活用と併せて法人化、新規参入の受け入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱いについて

○ 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

- 担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。
- 単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
令和3年度実績	2人 (0.3ha)	0法人 (0.0ha)
令和4年度から令和8年度 までの累計目標	5人 (0.8ha)	1法人 (0.3ha)

注) 新規参入については、串本町の農業経営の実情に即し、新規参入1法人を目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

○ 農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借り入れの意向がある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学会や相談会を実施する。

② 新規就農フェア等への参加について

○ 町、農協等と連携し、農業委員及び推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集を行い、新規就農の受け入れとフォローアップ体制の整備に努める。

③ 農の雇用事業、農業人材協力化総合支援事業の活用、企業の農業参入について

○ 農の雇用事業を活用して農業法人での就農を支援し、農業人材協力化総合支援事業を活用して新規就農者の支援を行うなど、様々な施策により担い手の確保に努める。担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用し、積極的に企業の参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

○ 農業委員及び推進委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受け入れ条件の整備を図るとともに、関係機関との調整等の役割を担う。

（３）新規参入の促進の評価方法

○ 新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

○ 単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第３ 「地域計画」の目標を達成するための役割

串本町において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、串本町農業委員会は次の役割を担う。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声かけ等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置づけられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力